

## 2. 取り巻く社会環境

### 2-1. 交通

大洗町は、北関東自動車道・東水戸道路水戸大洗インターチェンジから国道 51 号経由で中心部を結ぶほか、隣接するひたちなか市、水戸市を結ぶ県道が走っている。常磐自動車道による「たて」の繋がりと、北関東自動車道による「よこ」の繋がりによりアクセス環境が向上している。鉄道は、水戸市と鹿嶋市を結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線の大洗駅があり、水戸駅と大洗駅を約 15 分で行き来することができる。そのため、東京駅から約 2 時間で大洗駅にアクセス可能である。また、重要港湾茨城港大洗港区を有しており、北海道苫小牧港まで週 12 便でカーフェリーが就航しているため、北海道（苫小牧港）と首都圏を結ぶ拠点として港勢を伸ばしている。空港においては、茨城空港から車で 40 分の距離にある。そのため、大洗町は、陸・海・空の交通結節点として重要な役割を果たしている。

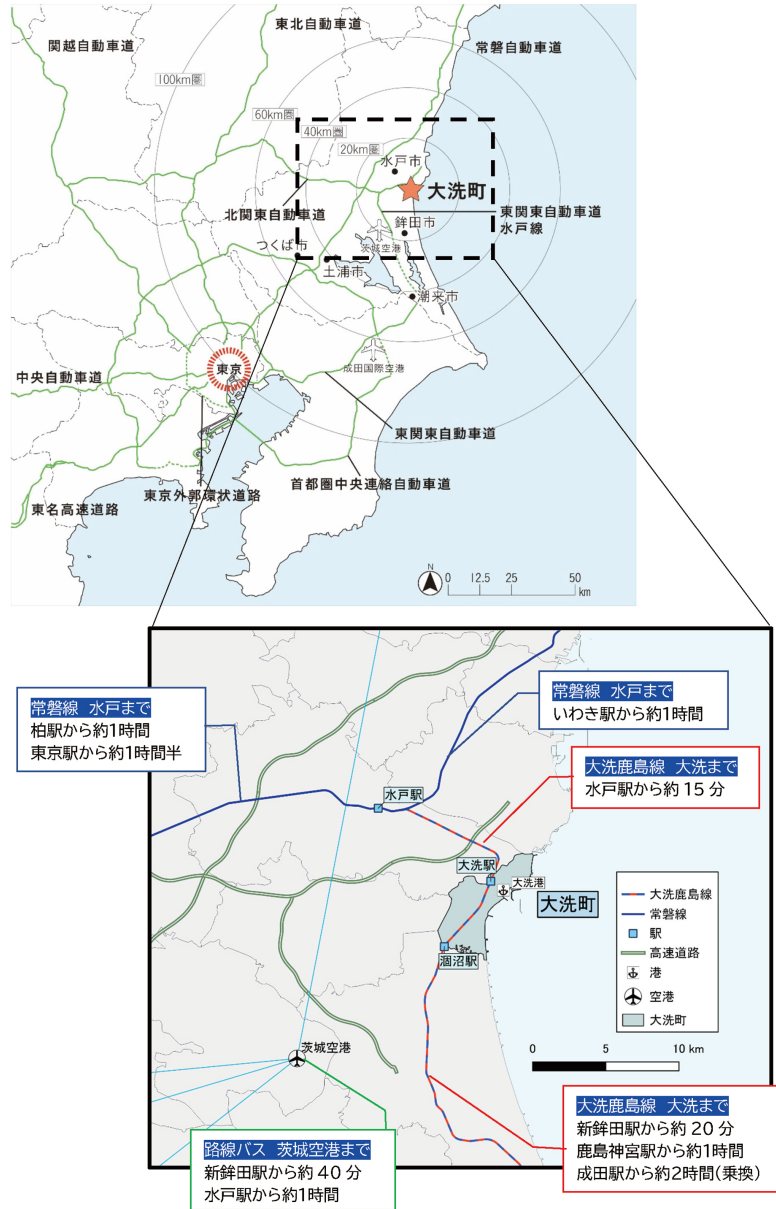


図 2-6 大洗町の交通（出典：『第 6 次大洗町総合計画』）

磯浜古墳群は、大洗駅から「大洗駅前通り」、県道 2 号線を通り、約 1km の位置にあり、徒歩でも 10 分程度と駅からアクセスしやすい場所にある。公共交通機関では、大洗駅前から大洗町コミュニティバス『海遊号』（アクアワールド大洗ルート右回り）に乗り「新町」停留所から徒歩 5 分となっている。

## 2-2. 観光

大洗町は年間 441 万人（令和元年度入り込み客数）が訪れる、茨城県内有数の観光地である。大洗町の観光の特徴は「海」で、大洗マリーナや大洗サンビーチ海水浴場等の施設が海岸に整備され、マリンスポーツなどアクティビティを体験できる観光スポットになっている。更に、大型水族館「アクアワールド大洗」や「大洗マリントワー」等の室内集客施設や大洗ゴルフ倶楽部など、夏季だけではなく年中楽しめる施設が臨海部に集積され、通年型リゾート観光地としての地位も確立している。最近では、アニメの舞台として注目され、サブカルチャーファンが多く訪れ、人気を集めている。

また、斉衡3(856)年創建の大洗磯前神社や神磯鳥居、ラムサール条約登録湿地である涸沼など、歴史文化や自然に富んだ地であり、大洗町の景観資源として観光客を魅了している。磯浜古墳群は国指定史跡として、大洗町の観光・景観資源に位置づけられている。

このように、首都圏に近接し、海に接するという地の利、交通インフラや集客施設の充実、サブカルチャーファンを有する強みを持つ一方で、団体観光から個人（少人数）・参加型の体験観光への利用者ニーズの変化や地域間競争、日帰り観光客の増加など、近年の観光ニーズが多様化し、大洗の持つあらゆる観光資源を掘り起こし磨きをかけ、多様な立場の人たちと対話と連携を図り、観光まちづくりを進める必要があり、磯浜古墳群についても、歴史文化的な観光資源の一つとして、歴史や文化に触れるまち歩き事業等での活用が期待されている。

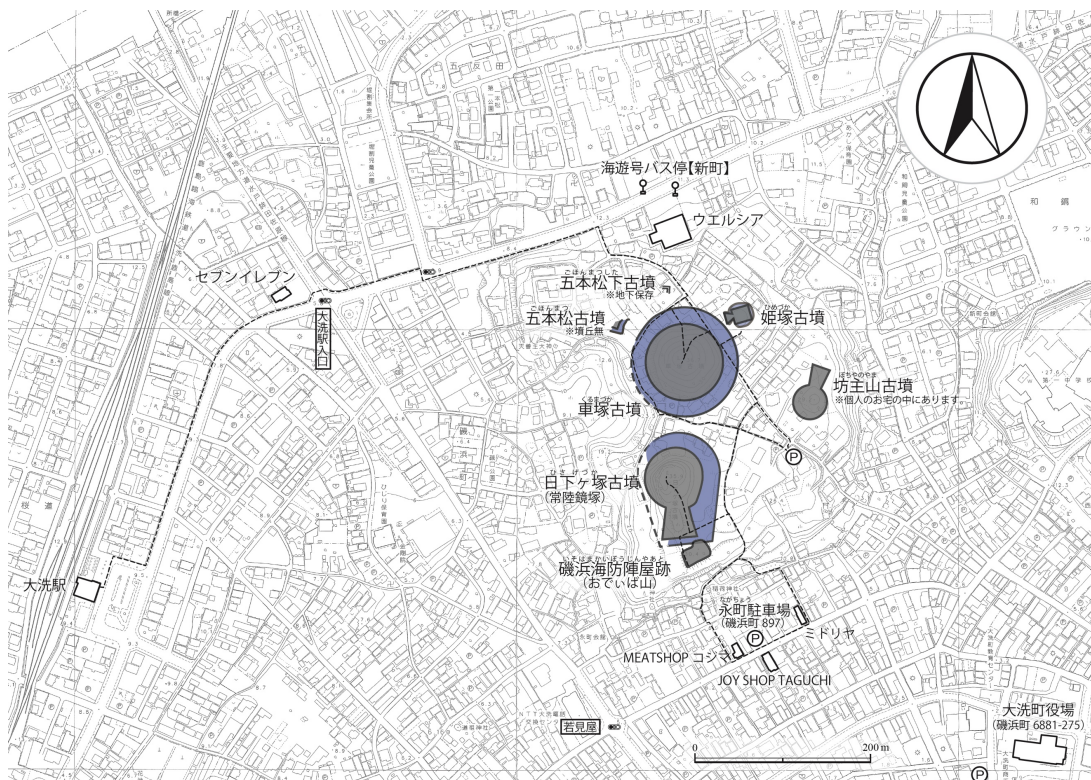


図 2-7 大洗駅から磯浜古墳群までの経路

(出典：『磯浜古墳群回遊マップ』)



図 2-8 大洗町の観光マップ  
(出典：『大洗町観光マップ』に加筆)

2-3. 関連法規制

(1) 都市計画法 磯浜古墳群が位置する地域は都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に該当する。

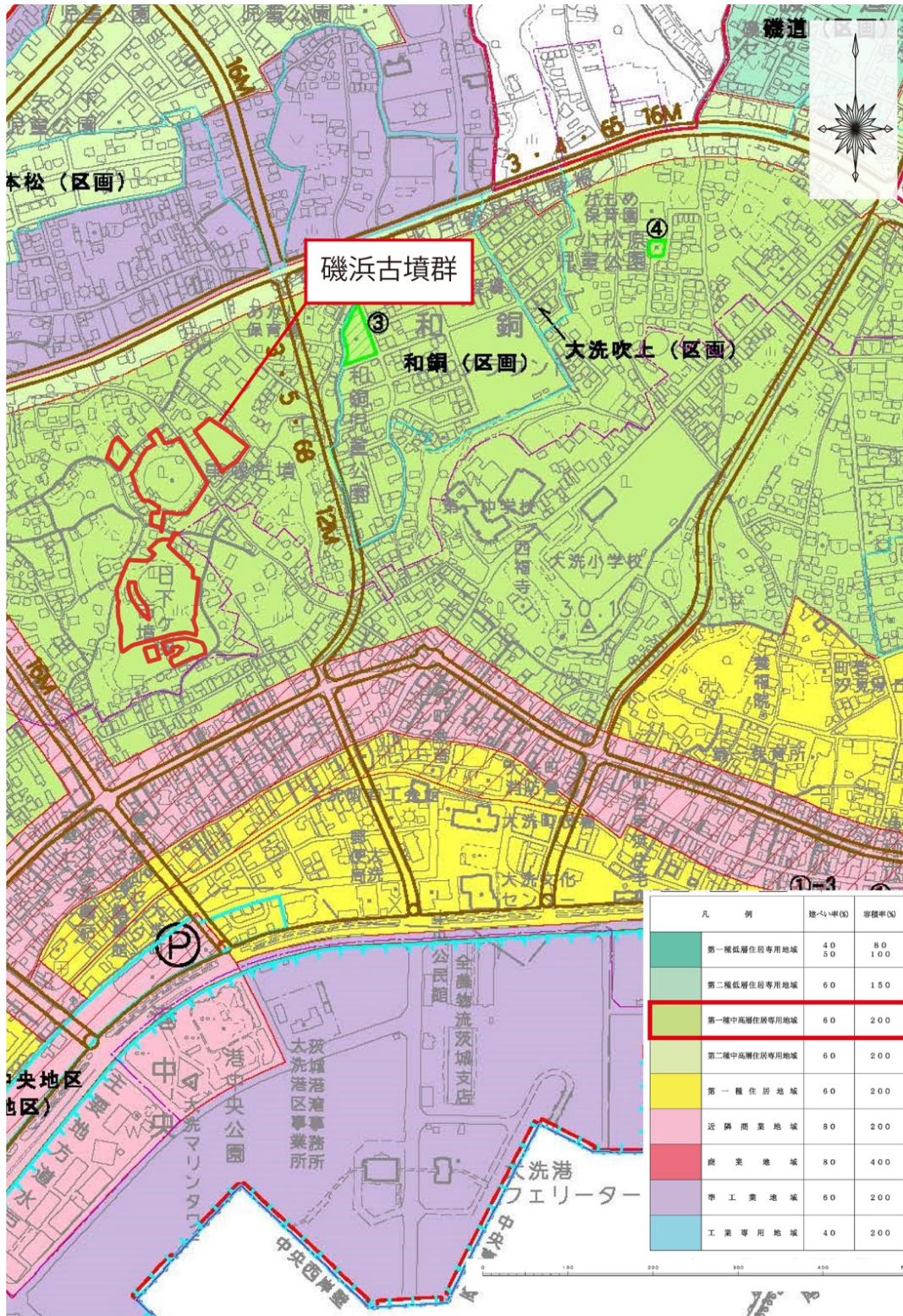


図 2-9 都市計画図 (出典：『大洗町都市計画図』に加筆)

(2) 文化財保護法

磯浜古墳群は国史跡に指定されているため、史跡指定地内は文化財保護法の規制を受け、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化財保護法第125条に基づき、文化庁長官の許可が必要となる。また、磯浜古墳群の史跡指定地周辺は埋蔵文化財包蔵地となっている。



(出典：『大洗町洪水ハザードマップ』より抜粋・加筆)



0 25 50 100m

(出典：『大洗町土砂災害ハザードマップ』より抜粋・加筆)

図 2-10 日下ヶ塚古墳と磯浜海防陣屋跡周辺の土砂災害ハザードマップ

(3) 土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

磯浜古墳群の指定範囲のうち、日下ヶ塚古墳と磯浜海防陣屋跡の一部が「土砂災害防止法」における「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」及び「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」となっている。土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、市町村等により危険の周知や警戒避難体制の整備が行われる。土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定開発行為に対する許可制（都道府県）、建築物の構造規制（都道府県または市町村）等が行われる。

(4) 景観法

景観法に基づき『大洗町景観計画』が策定されており、大洗町全体が景観計画区域に指定されている。磯浜古墳群は「市街地景観ゾーン 住居系市街地」に該当し、住宅や生活サービス施設を中心に発達し、町の生活基盤となるゾーンに存在する。（詳細は、第1章第6節他の計画との関係 2.連携する計画 の2-1を参照）

(5) 森林法



図 2-11 森林計画の指定範囲

（出典：『いばらきデジタルまっぷ』より抜粋・加筆）

磯浜古墳群は、車塚古墳が森林計画に該当し、林種は「天然林」である。森林法は、森林の管理や森林資源の保続および森林生産力の増進に関する基本的事項を規定する法律であり、森林法第5条において、国、県、市町村及び森林所有者等が取り組むべき森林計画制度が定められている。「天然林」については、「原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る」と定められている。

#### (6) 農地法

磯浜古墳群は、農地法第4条及び第5条に基づき、転用届出の必要な市街化区域内にある農地と定められている。